

健生食輸発0509第12号
令和6年5月9日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「令和6年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(中国産そばのアフラトキシン)

標記については、令和6年3月28日付け健生食輸発0328第2号(最終改正:令和6年5月8日付け健生食輸発0508第2号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、中国産そばのアフラトキシンについて、検査命令を解除したことから、令和6年度輸入食品監視指導計画に基づき、モニタリング検査の頻度を30%として対応することとし、モニタリング通知の別表第2に下記を追加することとしたので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。

記

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目	製造者、製造所、輸出者及び包装者
令和6年5月9日	中国	そば(粉を含む。)	アフラトキシン	